

IKS総合補償制度のご案内

株式会社飯田機械産業では、レンタル機械をご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できる「総合補償制度」をご用意いたしております。
レンタル機械ご利用時に少額の補償料をご負担及び補償制度にご加入いただくことで、ご利用期間中のレンタル機の盗難および破損事故・人身事故等、様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。

○賠償責任補償

対象	対人 1名につき	対人 1事故につき	対物 1事故につき
ナンバー無し 建設機械	5,000万円	2億円	2,000万円

○自動車補償

対象	対人	対物	人身傷害補償
ダンプ等車輛	無制限	無制限	無制限
ナンバー付 建設機械	無制限	2,000万円	なし

○車輛保険（盗難及びレンタル機の破損）

自己負担金について

対物・車輛補償・動産補償に関しましては、「1事故につき自己負担金」が発生します。
※対物事故の場合、対物事故の自己負担金と、別途事故を起こした重機の修理代に対する自己負担金が発生いたします。
自己負担金の他に別途休車補償料が発生する場合がございます。

《ご注意ください》

- 補償料請求は、弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
- 事故報告は迅速にお願い致します。遅延しますと補償できない場合があります。
- 一部レンタル機及び他社仕入商品については「IKS総合補償制度」は適用出来ません。
- レンタル期間が2日以上となる場合、日常点検はお客様が実施してください。
日常点検の不備による損害は、補償適用外となります。
- 盗難事故の場合、警察に盗難届を必ず出してください。警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
- 人身事故において、労災が適応されるべき事故は労災を優先していただきます。
- お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合は、お客様または現場の保険の優先使用をさせていただきます。
- 人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乗せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。
- 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要と致します。万一弊社の承諾無く当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償は致しかねます。
- 弊社の承諾無しになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合があります。
- 賠償補償に関しては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供しており、対象外と判断した損害に関しては補償できません。
- 当総合補償制度は、事前の予告なしに補償内容の改定をする場合があります。

《万一事故が起こった時は》

① まず負傷者の救護を

怪我をされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処理を行うことが最優先です。

② 路上などの危険防止を

交通事故等が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させてください。また物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください。

③ 警察へ事故の届出を

1. 自動車事故の場合は必ず警察へ届けてください。人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。

公道上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務付けられています。

2. 盗難事故（車両・機械など）の場合は必ず警察へ「盗難被害」として届出をしてください。

3. その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

④ 車両事故の場合は、保険会社へまずご連絡ください

レンタカーに貼付してある保険会社の事故受付窓口までご連絡ください。

⑤ 当営業所へご連絡ください

事故の大小にかかわらず、まず営業担当または担当営業所へ事故の内容をご連絡ください。その後、所定の事故報告書にご記入の上、担当営業所へFAXください。

1. 事故発生の日時

2. 事故発生の場所

3. お客様のお名前・住所・連絡先（TEL. FAX. 担当者名）、運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号・損害の内容及び程度

4. 事故状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も）

5. 相手の住所、氏名、会社名、電話番号等

(物損事故) … 車両損害の場合 損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号

その他の被害物の場合 被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号

(人身事故) … ケガの内容、病院名、電話番号

6. 搭乗者にケガがある場合 負傷者名、怪我の内容、病院名、電話番号

7. 対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

《補償の対象とならない損害》

【動産補償・賠償責任補償共通】

- 故意、重大な過失または、酒気帯び、無免許、無資格、薬物乱用等重大な法令違反による損害
- 危険行為による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体等の公権力の行使によって生じた損害
- 地震、もしくは噴火等天災またはこれらによる津波や洪水によって生じた損害
- 塵埃、騒音、悪臭、振動、核汚染及び放射能汚染等二次的に発生した損害や間接損害
- 地下工事、基礎工事等に起因する土地の沈下、振動、軟弱化による損害
- 事故に関わる間接損害
 - 事故発生時の車両入替費用（レッカー及びラフター費用等含む）、代替車両のレンタル料金、事故レンタル機の修理期間休車補償費用、タイヤ・オイル・エレメント、ベルト等の消耗品の費用、事故が原因による工事の中止、工期及び工事日程が延長になった為の損害費用等
- レンタル機の運転に相応しい資格を有しない者の運転操作による事故の損害
- 事故発生時の連絡が遅延した場合
- 当社に無断で転貸し発生した損害
- 高さ制限を超えた車載による事故
- クレーン付車、高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害
- 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害
- 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害及び機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方によって発生した損害、不正使用による損害
- 安全装置の解除または、取り外して作業をしたり、転倒防止装置の不設置等による損害
- お客様が当社に無断で加工等行った場合に起因する事故及び損害
- タイヤ、バケット、カッター等消耗品やゴムクローラー、管球等（ライト等）、荷台及びあおりの損害
- 電氣的・機械的による損害及び操作または管理ミスによる故障損害（お客様の不注意によるエンジンの焼付け、クラッチ、パーキングブレーキの破損等）
- 塗装、コンクリート、アスファルト等の付着等の汚損、溶接等の火花による損害
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害
- 自然消耗、性質によるサビ、カビ、変質、虫食い等及び急激な摩耗、不良環境下での物質の変化による損害
- 置き忘れ、紛失による損害、盗難防止措置を行わなかった場合（鍵を付けたままでの放置等）の盗難
- 台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災事故
- 凍結による損害（ラジエーター、ローラーのポンプ等）
- 詐欺、横領による損害
- 燃料の混合比を間違えたエンジンの焼付け損害（燃料を間違えた場合も同様）及び、不正燃料使用による故障損害
- 所轄警察への届出が無かった場合（自動車事故、盗難事故等届出が必要な場合）
- 部品の部分盗難（バッテリーのみ、クレーン付トラックのラジコンのみの盗難等）

- ガラスの単独破損及び走行中の飛び石による損害賠償
- 検品時の品不足による損害

- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同居の親族、同じ勤務社内の場合
- お客様（加入者）の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害
他社からレンタル中の機械を破損した場合も補償対象とはなりません。
- お客様（加入者）が請負っている工事対象物そのものの損害
（建築中の建物を破損した等）
- 自動車の所有、使用、管理に起因する損害
他社からレンタル中の機械を破損した場合も補償対象とはなりません。
- 過積載での事故
- 運送中の単純な破曲損による破損（荷崩れ等）
- 登録ナンバー無しの機械で走行中の事故
- 許可物（毒物、危険物等）の輸送によって発生した賠償責任
- 常時地面に接する部分の損害